

## G-Link/G-Link Lite 利用規約

G-Link/G-Link Lite 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「G-Link」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「G-Link」といいます）、ならびに当社が提供する自動車向け情報通信サービス「G-Link Lite」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「G-Link Lite」といい、G-Link と G-Link Lite を総称して「G-Link 等」といいます）の利用条件を定めるものです。

### 第1条 （本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、G-Link 等を利用する契約者等（第 3 条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の G-Link 等の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、G-Link 等の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、G-Link 等を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第2条 （本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第 3 条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の 7 日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)

### 第3条 （定義）

- (1) 契約者：当社との間で G-Link 等の利用に関する契約を締結した者をいいます。なお、契約者のうち、G-Link の利用に関する契約を締結した者を「G-Link の契約者」、G-Link Lite の利用に関する契約を締結した者を「G-Link Lite の契約者」といいます。
- (2) G-Link 等利用契約：当社と契約者との間で成立する G-Link 等の利用に関する契約をいいます。なお、G-Link 等利用契約のうち、当社と G-Link の契約者との間で成立する G-Link の利用に関する契約を「G-Link の利用契約」といいます。
- (3) 基本サービス：G-Link 等のうち、別紙 1 (1)「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「G-Link」または「G-Link Lite」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。
- (4) オプションサービス：G-Link 等のうち、別紙 1 (1)「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) G-Link 等基本契約：G-Link 等利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。なお、G-Link 等基本契約のうち、当社と G-Link の契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約を「G-Link の基本契約」といいます。

- (6) オプションサービス契約：G-Link 等利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。
- (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するレクサスブランドの対象車両のうち、G-Link 等利用契約に基づき、G-Link 等を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (9) 車両利用者：第 8 条第 1 項の定めに基づき契約者から利用車両における G-Link 等の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。なお、車両利用者のうち、第 8 条第 1 項の定めに基づき G-Link の契約者から利用車両における G-Link の利用を許諾された者を「G-Link の車両利用者」といいます（G-Link の契約者自身を含みません）。
- (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき G-Link の契約者から G-Link の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (13) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、G-Link 等を利用できるものをいいます。
- (14) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら（[https://lexus.jp/total\\_care/connected/smartphone/](https://lexus.jp/total_care/connected/smartphone/)）からご確認いただけます。
- (15) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。
- (16) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (17) センター：G-Link 等を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (18) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (19) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の G-Link 等利用契約の内容および利用状況等 G-Link 等利用契約に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定めるものをいいます。
- G-Link：[https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)
- G-Link Lite：[https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)
- (20) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定めるものをいいます。
- G-Link：[https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)
- G-Link Lite：[https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)
- (21) My LEXUS（WEB）：G-Link 等に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。
- (22) My LEXUS（アプリ）：TMC が My LEXUS の名称で提供する G-Link 等の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (23) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。

(24) 緊急事態：以下の場合をいいます。

- ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
- ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
- ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合

(25) 自動通報：エアバッグの展開等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。

(26) 手動通報：ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。

(27) 盗難発生警報装置：利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。

(28) 通報：緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信をいいます。

(29) 車載機専用アプリ：Lexus Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を順守する必要があります。

(30) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。

(31) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。

(32) 協業サービス：G-Link 等の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。

(33) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。

(34) 取次先サービス：G-Link 等を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。

(35) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。

(36) 外部サービス：Lexus Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Lexus Apps 以外のサービスをいいます。

(37) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。

(38) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。

(39) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Lexus Apps の機能をいいます。

(40) U-Car：レクサスブランドの車両のうち、新車以外の車両をいいます。

(41) CPO：U-Car のうち、レクサス認定中古車をいいます。

(42) 販売店：契約者が利用するレクサスブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

#### 第4条 （G-Link 等利用契約の申し込み）

1. G-Link 等利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社（ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者）との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
2. G-Link 等利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、G-Link 等利用契約の締結を申し込むものとします。また、G-Link 等基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
3. G-Link 等の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、G-Link 等利用契約の締結を申し込むことはできません。

- 一部の申込方法およびサービスプランにおいては、G-Link 等利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」およびレクサスオーナーズカード ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとします。
- 前項に定める場合のほか、申込者および契約者は自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、自らの TOYOTA アカウントとレクサスオーナーズカード ID を連携させることができます。「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID との連携を行っていない場合、G-Link 等のサービスが制限して提供されることがあり、申込者および契約者はあらかじめこれを承諾します。
- 「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約 (<https://id.toyota/commonTerms/content/>) (以下、TOYOTA アカウント規約といいます) が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。

#### 第5条 (G-Link 等利用契約の成立)

- G-Link 等利用契約は、前条第 2 項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行った G-Link 等のサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
- TMC は、TC に対し、G-Link 等利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示 (本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます) について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

#### 第6条 (契約書面等の交付方法)

- TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、下記の当社指定ウェブサイトにおいて PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。  
G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)  
G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)
- 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の G-Link サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の交付を求めることができるものとします。

#### 第7条 (G-Link 等のサービス内容)

- G-Link 等は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
- 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙 3 または各オプションサービスの個別規約に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
- オプションサービスを利用するためには、G-Link 等基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、G-Link 等基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、G-Link 等基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、G-Link 等基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
- 当社は、G-Link 等のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

#### 第8条 (G-Link 等の利用範囲)

1. 契約者は、自ら G-Link 等を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い G-Link 等の各サービスを利用させることができます。ただし、G-Link 等のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 前項に定めるほか、一部の利用車両においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My LEXUS（アプリ）を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して G-Link 等のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます（以下、「リモートサービスのシェア」といいます）。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My LEXUS（アプリ）を利用する際には、TMC が My LEXUS（アプリ）の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に G-Link 等を利用させ、または権限受領者にリモートサービスのシェアを行うものとします。
4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。
5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い G-Link 等を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。
6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

#### 第9条 （必要機器・ID等の管理）

1. 契約者等は、G-Link 等の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、G-Link 等の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。
2. 契約者は、G-Link 等の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。

#### 第10条 （G-Link 等の提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、G-Link 等の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) G-Link 等またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により G-Link 等の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により G-Link 等の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により G-Link 等の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合

(7) その他運用上もしくは技術上 G-Link 等の提供の一時的な中断が必要な場合

#### 第11条 (利用料金の支払い)

1. 契約者は、G-Link 等基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙 1 および別紙 2 に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「G-Link 等基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとしします。
2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます）を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとしします。
3. G-Link 等基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙 1 および別紙 2 に定めるところに従うものとしします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとしします。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとしします。
5. G-Link 等利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他の事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。
6. G-Link 等利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他の事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとしします。
7. 解約、解除、契約期間満了その他の事由のいかんを問わず G-Link 等利用契約が終了した日から最大 3 日間は G-Link 等の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の G-Link 等基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。
8. 契約者が 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには、当社は、契約者が指定した口座に振り込む方法により、13,241 円を払い戻すものとしします。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには 14,945 円を払い戻すものとしします。その場合、契約者は、口座指定書により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとしします。
  - (1) 口座指定書が、当社が口座指定書を契約者に送付した日から 1 年以内に、当社に対して返送されなかった場合
  - (2) 口座指定書が宛先不明等の理由により、契約者によって受領されなかった場合
9. 本規約第 2 条に基づき前項に定める払戻金に変更された場合であっても、当社は、契約者との間で 2 年継続プラン契約が成立した時点で契約者に対して提示した払戻金を、契約者に対して払い戻すものとしします。

#### 第12条 (個人情報等の取扱い)

1. 当社は、G-Link 等の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに従い、適切に取り扱います。

G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)

2. 当社は、契約者等の個人情報を、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)

### 第13条 (知的財産権)

G-Link 等を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

### 第14条 (禁止行為)

1. 契約者は、G-Link 等の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
  - (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
  - (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
  - (4) 著しく粗野または乱暴な行為
  - (5) G-Link 等の提供に従事する者の名誉、信用を棄損もしくはその性的羞恥心を害する行為
  - (6) G-Link 等の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
  - (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
  - (8) 当社による G-Link 等の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
  - (9) 利用車両の走行中に運転者に運転機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で G-Link 等を利用する行為
  - (10) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、長時間の拘束等）を用いる行為
  - (11) 法令または公序良俗に違反する行為
  - (12) 本規約等の定め違反する行為
  - (13) その他当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、G-Link 等の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。

### 第15条 (変更の届出)

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 第4条に定める「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID との連携を行っている契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任

を負いません。

#### 第16条 (利用車両譲渡時等の取扱い)

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して 5 営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、G-Link 等利用契約は当然に終了します。
3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。
4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、G-Link 等利用契約は当然に終了します。
  - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
  - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
  - (3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。  
ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第 15 条に基づき住所、氏名その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。
5. 前四項に基づく G-Link 等利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。
8. 契約者が第 1 項、第 6 項または第 7 項の定め違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

#### 第17条 (契約期間)

本規約等に別段の定めがない限り、G-Link 等基本契約の契約期間は別紙 1 および別紙 2 に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

#### 第18条 (G-Link 等利用契約の解約)

1. 契約者は、G-Link 等利用契約の全部または一部の解約（オプションサービス契約のみの解約も含みます）を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 G-Link 等利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日に解約の効力が生じるものとします。
  - (1) G-Link 等基本契約を解約する場合：当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して 5 営業日目のいずれか早い日。



(2)各オプションサービス契約を解約する場合：解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。

3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に G-Link 等基本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、G-Link 等基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
4. G-Link 等利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず G-Link 等利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。
5. G-Link 等利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず G-Link 等利用契約が終了した場合、第 4 条に定める「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID との連携は解除されます。

#### 第19条（解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、G-Link 等の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 本規約違反等により過去に G-Link 等利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
  - (2) G-Link 等の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
  - (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
  - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
  - (5) 申込者の居住地が日本国外であることが判明した場合
  - (6) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
  - (7) その他当社が契約者として不相当と判断する場合
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、G-Link 等利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) G-Link 等利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
  - (2) G-Link 等を不正に利用した場合
  - (3) G-Link 等の運営を妨害した場合
  - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
  - (5) G-Link 等を 1 年以上利用していない場合
  - (6) 本規約の定め違反した場合
  - (7) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
  - (8) その他当社が契約者として不相当と判断する相当な事情があった場合

#### 第20条（損害賠償等）

1. 契約者等が G-Link 等の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

#### 第21条（免責）

1. 当社は、G-Link 等について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、G-Link 等の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 G-Link 等利用契約の 1 年間の利用料金相当額（G-Link 等基本契約が直接の原因となった場合には、該当する G-Link 等基本契約のサービスプランの 1 年間の G-Link 等基本利用料金相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの 1 年間の当該オプションサービス利用料金相当額）を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が G-Link 等の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
  - (1) 契約者等が本規約等のために違反する行為をした場合
  - (2) 第 10 条に基づき G-Link 等の提供を一時的に中断する場合、または第 7 条第 4 項に基づき G-Link 等を変更もしくは終了する場合
  - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
  - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
  - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
  - (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、G-Link 等の一部機能が正しく作動しない場合
  - (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
  - (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
  - (9) My LEXUS（アプリ）またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末または My LEXUS（アプリ）またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
  - (10) My LEXUS（アプリ）またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My LEXUS（アプリ）またはデジタルキーアプリの不具合、ID 等の失念その他事由のいかんにかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
  - (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
  - (12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合
  - (13) その他 G-Link 等の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

## 第22条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、G-Link 等利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合にはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴

力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) G-Link 等の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

#### 第24条（専属的合意管轄裁判所）

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第25条（規約の有効性）

- (1) 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
- (2) 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

（付則）2025年3月17日改定

#### 【お問い合わせ先】

- (1) G-Link/G-Link Lite に関するお問い合わせ  
【G-Link サポートセンター】  
TEL：0800-300-3388 受付時間：9:00～18:00 年中無休
- (2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ  
【マップオンデマンド・サポートデスク】  
TEL：0561-57-6814 受付時間：9:00～18:00 年中無休

## <別紙1> G-Link基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

### (1) G-Link のサービス

G-Link に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら ([https://lexus.jp/total\\_care/connected/](https://lexus.jp/total_care/connected/)) からご確認いただけます。

サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
TC が提供するサービス (TC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプネット</li> <li>・G-Security</li> <li>・レクサス緊急サポート 24</li> <li>・レクサスオーナーズデスク</li> <li>・エージェント</li> <li>・Lexus Apps</li> <li>・リモートメンテナンスサービス</li> <li>・リモートエアコン (*1)</li> <li>・CD タイトル情報取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートエアコン (*2)</li> <li>・車内 Wi-Fi</li> </ul>
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マップオンデマンド</li> <li>・ハイブリッドナビ</li> <li>・ソフトウェアアップデート</li> </ul>	なし
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コネクティッドナビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルキー</li> <li>・レクサス充電ステーション予約</li> </ul>

\*1 一部車両においては、リモートエアコン利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとして提供されます。

\*2 ディーラーオプションを装着し、オプションサービスとしてリモートエアコンを利用する場合のみ。

### (2) G-Link 基本サービスのプラン

G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

G-Link 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の G-Link 基本サービスのプラン内容については、こちら ([https://lexus.jp/total\\_care/g-link/g-link\\_available\\_car\\_list.pdf](https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf)) からご確認いただけます。

プラン名称	適用される別表
新車契約	別表 1A
CPO 契約	別表 1B
CPO 以外の U-Car	別表 1C
中途契約	別表 1D
1 カ月継続プラン契約	別表 1E
1 年継続プラン契約	別表 1F
2 年継続プラン契約	別表 1G

### (3) G-Link 基本サービスの契約期間

G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

### (4) G-Link 基本サービスの利用料および事務手数料

G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

なお、G-Link 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、G-Link 連動自動車保険、レクサス緊急サポート 24 において JAF が提供するサービス等、以下あわせて「車載機専用アプリ等」といいます）の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります（無料期間内であっても同様です）。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。

車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

### (5) 支払方法

G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいいずれかの方法によるものとします。

- ・ 選択可能な支払方法はお申し込みの G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスの種類やお申し込み方法により異なります。
- ・ G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。ただし、G-Link 基本利用料の支払方法として販売店支払いを選択した場合、オプションサービスの支払方法は別途選択可能な支払方法を追加でご選択ください。
- ・ 中途契約（月払い）と 1 カ月継続プランまたはオプションサービスの月払いでのお申し込みの場合は、クレジットカード払いのみとなります。
- ・ 2 年継続プランまたはデジタルキー利用契約（2 年払い）でのお申し込みの場合は、販売店支払いのみとなります。
- ・ クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスを購入できない場合があります。また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいて、クレジットカードによる支払いを選択された場合、G-Link の基本利用料の支払方法もこれに伴ってクレジットカードでの支払いに変更されます。
- ・ 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。
- ・ 一部 G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいては、選択した支払方法は当社所定の手続により変更することが可能です。

契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責

任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことにあらかじめ同意するものとします。
預金口座振替（口座引落し） （以下、「預金口座振替」といいます）	一部の G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる G-Link の基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（消費税込み）の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
販売店支払い	販売店にて支払い手段をご確認のうえ、お支払いください。 なお、販売店支払いは、2 年継続プランまたはデジタルキー利用契約（2 年払い）の場合のみ対象です。

#### (6) 支払期日

G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。ただし、レクサス充電ステーション予約の従量制の充電料金についての締め日は当月末日、決済日は翌々月 1 日です。支払期日は、支払方法により異なります。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各カード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
預金口座振替	利用開始操作日（継続の場合は無料期間満了日の翌日）の属する月の翌々月 23 日となります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
指定口座振込	請求書記載の期日までにお振込みください。
販売店支払い	契約期間開始日の前日までにお支払いください。

【別表 1A】

■新車契約

(1) 新車購入時に同時にお申し込みの場合、または、車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（無料期間）の間に初めてお申し込みの場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 新車契約の無料期間満了日までに、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ、無料期間満了日までに契約プランの変更の手続きの効力が発生しない限り、新車契約は、無料期間満了日をもって契約終了となります。 ※無料期間内に新車契約を解約した場合、契約者は無料期間中であっても、その後 G-Link を再契約するときは有料の契約（中途契約）となります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	無料
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	無料
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1B】

■CPO契約

(1) CPO車両購入時に同時にお申し込みの場合、または、CPO車両納車予定日から起算して起算月を含む25ヵ月後の末日まで（無料期間）の間に初めてお申し込みの場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から販売店と契約者との間で設定された CPO 車両の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 CPO 契約の無料期間満了日までに、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ、無料期間満了日までに契約プランの変更の手続きの効力が発生しない限り、CPO 契約は、無料期間満了日をもって契約終了となります。 ※無料期間内に CPO 契約を解約した場合、契約者は無料期間中であっても、その後 G-Link を再契約するときは有料の契約（中途契約）となります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	無料
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	無料
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1C】

■CPO以外のU-Car契約

(1) 2013年9月30日までの申し込みによりU-Car契約が成立しており、かつ、当該契約を継続する場合

契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して、起算月を含む 13 ヶ月後の末日までです。 契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 CPO 以外の U-Car 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに CPO 以外の U-Car 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに CPO 以外の U-Car 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
料金（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	(対象なし)
		契約事務手数料	(対象なし)
	上記以外の車両	基本利用料	17,315 円/年
		契約事務手数料	8,148 円/回
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1D】

■中途契約

(1) 新車および CPO 車両にて、一旦 G-Link 契約解約後再度お申し込みされる、または無料期間経過後初めてお申し込みの場合 ※中途契約（月払い）は、利用車両が当社所定車種においてのみお申し込みいただけます。

契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 ヶ月後の末日まで（年払いの場合）、または、利用開始日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 中途契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに中途契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに中途契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度月払いを選択されると、以降、年払いに変更することができなくなります。		
------	---	--	--

利用料 (消費税込み)	2021年10月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料 (年払い)	19,000円/年
		基本利用料 (月払い)	1,900円/月
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料 (年払い)	17,315円/年
		基本利用料 (月払い)	1,870円/月
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込		

【別表1E】

■1ヵ月継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO契約、1年継続プラン契約または2年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合

※1ヵ月継続プラン契約は、利用車両が当社所定車種においてのみお申し込みいただけます。

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。1ヵ月継続プラン契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日まで1ヵ月継続プラン契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日まで1ヵ月継続プラン契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度1ヵ月継続プランを選択されると、以降、1年継続プランまたは2年継続プラン契約に変更することができなくなります。		
利用料 (消費税込み)	2021年10月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	1,900円/月
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	1,870円/月
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード		

【別表1F】

■1年継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO契約または2年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を含む12ヵ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。1年継続プラン契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日まで1年継続プラン契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日まで1年継続プラン契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度1年継続プランを選択されると、以降、2年継続プラン契約に変更することができなくなります。		
利用料 (消費税込み)	2021年10月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	19,000円/年
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	17,315円/年
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込		

【別表1G】

■2年継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO契約または2年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を含む24ヵ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 2年継続プラン契約の契約期間満了日まで1ヵ月継続プランまたは1年継続プランへ変更する旨の所定の手続きが行われ契約プランの変更の完了が完了する、または、2年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ契約プランの変更の完了が必要があります。これがされない場合には、2年継続プラン契約は、契約期間満了日をもって契約終了となります。		
利用料 (消費税込み)	2021年10月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	36,000円/2年
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	32,593円/2年
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	販売店支払い		

## <別紙 2> G-Link Lite 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

### (1) G-Link Lite のサービス

G-Link Lite に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら ([https://lexus.jp/total\\_care/g-link/g-book/lite/](https://lexus.jp/total_care/g-link/g-book/lite/)) からご確認いただけます。

サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
IC が提供するサービス (IC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプネット</li> <li>G-Security</li> <li>オペレーターサービス</li> <li>エージェント</li> <li>Lexus Apps</li> <li>リモートエアコン (*1)</li> <li>CD タイトル情報取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リモートエアコン (*2)</li> <li>車内 Wi-Fi</li> </ul>
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>マップオンデマンド</li> <li>ハイブリッドナビ</li> <li>ソフトウェアアップデート</li> </ul>	
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コネクティッドナビ</li> </ul>	

\*1 一部車両においては、リモートエアコン利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとして提供されます。

\*2 ディーラーオプションを装着し、オプションサービスとしてリモートエアコンを利用する場合のみ。

### (2) G-Link Lite 基本サービスのプラン

G-Link Lite 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の G-Link Lite 基本サービスのプラン内容については、こちら ([https://lexus.jp/total\\_care/g-link/g-book/lite/](https://lexus.jp/total_care/g-link/g-book/lite/)) からご確認いただけます。

対象	2013 年 10 月 1 日以降のお申し込みにより G-Link Lite 契約が成立し、当該契約が継続している場合
----	---

### (3) G-Link Lite 基本サービスの契約期間

契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link Lite 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。
------	---

### (4) G-Link Lite 基本サービスの利用料および事務手数料

G-Link Lite 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、G-Link 連動自動車保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等、以下あわせて「車載機専用アプリ等」といいます) の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります (無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。

車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

利用料 (消費税込み)	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	G-Link Lite 基本利用料 (年払い)	19,000 円/年
		契約事務手数料	8,148 円/回
上記以外の車両		G-Link Lite 基本利用料 (年払い)	17,315 円/年
		契約事務手数料	8,148 円/回

### (5) 支払方法

- G-Link Lite 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記の方法によるものとします。
- クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。
- 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して G-Link Lite の基本利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことにあらかじめ同意するものとします。
----------	--

### (6) 支払期日

G-Link Lite 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の締め日は、当月末日です。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
----------	--



## <別紙 3> G-Link 等基本サービスの種類およびサービス内容

### ■ ヘルプネット

#### (1) サービスの内容

ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細はこちら ([https://lexus.jp/total\\_care/security/helpnet/](https://lexus.jp/total_care/security/helpnet/)) からご確認いただけます。

ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。

#### (2) 利用条件および順守事項

ヘルプネットに関するご説明書が適用されます。必ずご確認ください。

G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)

### ■ G-Security

#### (1) サービスの内容

G-Security は、ドアのこじ開け等による車両の異常を検知した場合に、TC 所定の方法でお知らせ等を行うサービスです。詳細はこちら ([https://lexus.jp/total\\_care/security/g-security/](https://lexus.jp/total_care/security/g-security/)) からご確認いただけます。

G-Security は、契約者および権限受領者が利用できます。ただし、車両の位置追跡、リモートイモビライザー、マイカー始動ロックおよび警備員の派遣要請は契約者のみ利用できます。

#### (2) 利用条件および遵守事項

別紙 3-1 G-Security をご確認ください。

### ■ レクサス緊急サポート 24

#### (1) サービスの内容

レクサス緊急サポート 24 は、お車が走行不能になった場合などに応急修理やレッカー搬送の手配を行うサービスです。詳細はこちら ([https://lexus.jp/total\\_care/security/support24/](https://lexus.jp/total_care/security/support24/)) からご確認いただけます。

レクサス緊急サポート 24 は、G-Link の契約者および G-Link の車両利用者が利用できます。

レクサス緊急サポート 24 の対象地域 (\*1) : 北海道、本州、四国、九州、および沖縄の本島 (離島 (\*2) についてはレクサス緊急サポート 24 のサービスを提供できない場合があります)

\*1 : 搬送可能な積載車 (TC が指定する特殊な積載車両) の手配不能地域を除きます。

\*2 : ここでいう離島とは、TC の委託事業者が提供不可能な地域を指します。

#### (2) 利用条件および遵守事項

別紙 3-2 レクサス緊急サポート 24 をご確認ください。

■ レクサスオーナーズデスク (なお、G-Link Lite においては「オペレーターサービス」の名称でサービス提供され、オペレーターサービスにおいては、レクサスオーナーズデスクで提供されるサービスの一部が提供されません。G-Link Lite の各サービスの詳細な内容は、こちら ([https://lexus.jp/total\\_care/g-link/g-book/lite/](https://lexus.jp/total_care/g-link/g-book/lite/)) からご確認いただけます)。

#### (1) サービスの内容

レクサスオーナーズデスクは、オペレーターによるドライブサポートなどさまざまなリクエストにお応えするサービスです。詳細はこちら ([https://lexus.jp/total\\_care/concierge/](https://lexus.jp/total_care/concierge/)) からご確認いただけます。

レクサスオーナーズデスクは、契約者および車両利用者が利用できます。ただし、予約代行および緊急サポートは契約者のみ利用できます。

#### (2) 利用条件および遵守事項

別紙 3-3 レクサスオーナーズデスク をご確認ください。

### ■ Lexus Apps

#### (1) サービスの内容

Lexus Apps は、車載機専用アプリを提供するサービスです。詳細はこちら (<https://lexus.g-book.com/appcatalog/app/index.html>) からご確認いただけます。

Lexus Apps は、契約者が利用できます。

#### (2) 利用条件および遵守事項

別紙 3-4 Lexus Apps をご確認ください。

### ■ リモートエアコン

#### (1) サービスの内容

リモートエアコンは、My LEXUS (アプリ) からエアコン等を起動や停止できるサービスです。詳細はこちら ([https://lexus.jp/total\\_care/new\\_service/remote\\_ac/](https://lexus.jp/total_care/new_service/remote_ac/)) からご確認いただけます。

リモートエアコンは、契約者または、権限受領者が利用できます。

なお、一部サービスプランおよび利用車両においては、基本サービスとして、リモートエアコン利用規約に規定されるサービスと同等の内容が提供されません。

#### (2) 利用条件および遵守事項

リモートエアコン利用規約 をご確認ください。

## ■ コネクティッドナビ

### (1) サービスの内容

コネクティッドナビは、スマートセンターの情報を活用した快適なナビゲーションを行うサービスです。詳細はこちら ([https://lexus.jp/total\\_care/connected/navigation/](https://lexus.jp/total_care/connected/navigation/)) からご確認いただけます。

コネクティッドナビは、契約者および車両利用者が利用できます。

### (2) 利用条件および遵守事項

別紙 3-5 コネクティッドナビ をご確認ください。

## ■ その他のサービス

### (1) エージェント

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索、利用車両に関するお問い合わせなどができるサービス。

### (2) リモートメンテナンスサービス

TMC または販売店から利用車両に対し、リコール情報等、お車に関する大切なお知らせをお送りするサービス。

### (3) CD タイトル情報取得

車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。

### (4) マップオンデマンド

エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。

### (5) ハイブリッドナビ

走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探索し、車載機に配信するサービス。

### (6) ソフトウェアアップデート

DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。

## ■ G-Security

### (1) 利用条件および遵守事項

- ① TCは、契約者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、G-Securityの利用にあたって、G-Link等の申込時に付与されたIDおよびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、G-Securityを利用しようとする者が契約者であることを確認できない場合には、G-Securityを提供できません。ただし、G-Securityを提供しないことで契約者の利益を著しく損なうおそれがあるとTCが判断し、かつG-Securityを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
- ② G-Securityの一部を利用するためには、My LEXUS（アプリ）のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンにMy LEXUS（アプリ）をダウンロードしてください。なお、My LEXUS（アプリ）に対応するスマートフォンは、Google PlayまたはApp Storeの対応機種情報をご確認ください。
- ③ G-Securityのうち、オペレーターによる対応が伴うサービスについては、電話での対応に限り、FAX、その他の手段による対応は行っていません。
- ④ 契約者等によるオペレーターの指名には対応していません。
- ⑤ 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
- ⑥ G-Securityには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは本規約の定めに加え、My LEXUS（アプリ）のヘルプをご確認ください。
- ⑦ 契約者等は、本規約第8条第2項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、権限受領者に対して、G-Securityのサービスを利用することができる権限を付与することができます。
- ⑧ 契約者等は、G-Securityの利用にあたって、My LEXUS（アプリ）上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

### (2) 警備会社の関連会社への委託

G-Securityの提供において、利用車両の所在位置が、警備会社の関連会社（以下、「警備関連会社」といいます）が管轄する地域である場合には、TCは、TCおよび警備会社の責任で、その対応業務を当該警備関連会社に委託することができるものとします。

### (3) 免責

TCは、取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合、あるいは、取次先事業者の故意または過失による場合について、契約者等に対して一切の責任を負いません。

## < 警備員の派遣 >

### (1) 警備員の派遣は、契約者のみが利用できます。

(2) TCは、盗難発生警報装置の作動により、車載機およびDCMが警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと契約者が判断した場合で、契約者から警備員の派遣要請を受けたときには、TC所定の警備会社の警備員を車載機およびDCMから送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。

- ① 警備員は、TCの指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出勤してから1時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。
- ② 契約者がTC所定の方法によって1時間を超える巡回を要請した場合、TCは、警備員に対して、さらに、契約者が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1時間を超える巡回については別途費用が発生し、契約者がその支払義務を負います。
- ③ 契約者は、警備員の巡回に際し、TCの要請があった場合、巡回に同行する等の協力をするものとします。
- ④ 契約者が巡回に同行する際に要する費用については、契約者の自己負担とします。
- ⑤ 契約者による巡回の同行については、契約者の責任に基づいて実施されるものです。同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社（次条に定義）および警備員ならびにTCは、契約者に何らの責任も負いません。
- ⑥ TCは、契約者に対して、第1号および第2号の巡回の結果（利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話等TC所定の連絡方法にて通知します。

(3) 前項第1号および第1号の業務範囲は、原則として、警備員が公道から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとしてTCが判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。

(4) 第2項第1号および第2号の業務におけるTCの契約上の義務は、第2項第6号の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第2項第6号の業務において、事由のいかんを問わず、TC所定の方法による契約者に対する連絡が奏功しない場合は、TCが契約者に対して連絡を試みた時点をもってTCの契約上の義務は終了するものとします。

(5) 利用車両が発見できない場合、利用車両が棄損した場合等について、TCは契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。

(6) 警備員の派遣業務は、TCが、利用車両の捜索を行うのみであり、発見した利用車両を警備するものではありません。

(7) 前各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員の派遣業務の対象外とします。

- ① 車載機およびDCMから送信される位置情報の検索が不可能な場合
- ② TCが、車載機およびDCMから送信される位置情報に基づき、利用車両の停車時間が10分未満であると判断する場合
- ③ 山間部、離島、高速道路上その他警備会社が対応できない地域に利用車両が存在する場合

(8) 契約者が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請しているとTCが判断する場合

## < リモートイモビライザー >

(1) リモートイモビライザーは、契約者のみが利用できます。

(2) リモートイモビライザーは、所定の作動条件を満たした場合において、契約者からTC所定の方法でリモートイモビライザー設定の要請があった場合に、本サービス利用車両の始動（ACC-ON）を行えない状態（以下、「リモートイモビライザー設定中」といいます）にします。

(3) リモートイモビライザーは、利用車両の盗難について警察に被害届を提出いただくことを条件としてサービスを提供します。

## < アラーム通知・車両の位置追跡 >

- (1) アラーム通知は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信された場合に、契約者等があらかじめ TC 所定の方法で設定した連絡方法（メール、電話またはプッシュ通知）にて連絡を行うサービスです。TC は、当該連絡に応答した者に対して、本サービス利用車両の車載機および DCM が警報信号を送信している事実ならびに G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について定める契約データおよび車両データのうち必要な情報をお伝えします。
- (2) 車両の位置追跡サービスは、下記のいずれかに該当する場合にサービスを提供します。
  - ① 盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ 本サービス利用車両が盗難されたとき 契約者またはアラーム通知連絡に応答した者が判断した場合で、契約者または当該応答者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったときオペレーターが利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、契約者またはアラーム通知連絡に応答した者に対して、利用車両の位置情報をお伝えします。
  - ② 盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、契約者から利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TC に対し当該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、契約者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったときオペレーターが利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、契約者に対して、利用車両の位置情報をお伝えします。
- (3) アラーム通知および車両の位置追跡サービスは、TC 所定のサービス提供条件に該当しない場合、対応をお断りさせていただく場合があります。

#### <マイカー始動ロック>

- (1) マイカー始動ロックを利用するには、TC 所定の方法により、My LEXUS（アプリ）上でマイカー始動ロックの解除用暗証番号（以下、「暗証番号」といいます）を設定することが必要です。G-Link の契約者は、自ら責任をもって暗証番号を管理するものとし、暗証番号を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- (2) マイカー始動ロックには、以下のサービスが含まれます。
  - ① マイカー始動ロックのロック設定  
G-Link の契約者は、TC 所定の方法により My LEXUS（アプリ）上でマイカー始動ロックのロック設定操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール開始時間に、G-Link の利用車両の始動を行えない状態に設定することができます（起動に数秒から数分程度の誤差が生じる場合があります）。ただし、マイカー始動ロックのロック設定起動時に第 3 項の条件を満たしていない場合は設定待機状態となり、第 3 項の条件が成立した後に設定されます。
  - ② マイカー始動ロックのロック設定の解除  
G-Link の契約者は、TC 所定の方法により My LEXUS（アプリ）上でマイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール終了時間に、G-Link の利用車両のマイカー始動ロックのロック設定を解除することができます。ただし、通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等 TC 所定の状況に該当する場合には、マイカー始動ロックのロック設定解除ができないことがあります。その場合には、TC 所定の方法により、G-Link の利用車両の車載機に、前項に定める暗証番号を入力し、マイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、マイカー始動ロックのロック設定を解除できます。ただし、誤った暗証番号を TC 所定の回数入力した場合には、車載機による解除ができません。また、G-Link の基本契約終了時点でマイカー始動ロックのロック設定が作動していた場合、契約終了による自動でのマイカー始動ロックのロック設定解除は行われません。G-Link の基本契約終了前に、マイカー始動ロックのロック設定（予約スケジュール設定を含みます）を解除してください。
- (3) マイカー始動ロックのロック設定が作動するには、G-Link の利用車両が、以下に定める条件のうち、いずれか 1 つを満たすことが必要です。
  - ① マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、盗難発生警報装置が作動していること
  - ② マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、最後に停車（ACC-OFF）されてから 60 分以上が経過していること
- (4) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等 TC 所定の状況に該当する場合には、前項に規定する条件を満たしていても、マイカー始動ロックのロック設定が正しく作動せず、またはマイカー始動ロックのロック設定の作動に時間がかかることがあります。
- (5) 前項に該当しマイカー始動ロックのロック設定が作動しなかった場合には、第 2 項第 1 号の各設定要求（設定待機状態を含みます）は破棄され、設定待機状態にはなりません。
- (6) G-Link の契約者が行ったマイカー始動ロックのロック設定操作の結果、G-Link の利用車両のマイカー始動ロックのロック設定が作動したか否かについて、G-Link の契約者のメールまたは My LEXUS（アプリ）に通知されます。なお、G-Link の利用車両や情報通信端末の使用環境等の事情より通信状態が不良である場合には、当該結果通知に遅延が生じる場合があります。
- (7) マイカー始動ロックのロック設定は、車両始動を禁止することで車両盗難を抑制するものであり、車両盗難を完全に防止するものではありません。マイカー始動ロックのロック設定の作動に関わらず、G-Link の利用車両に生じた盗難、破損、損害等について、TC は、G-Link の契約者に対して一切の責任を負いません。
- (8) マイカー始動ロックのロック設定またはロック設定の解除が、本規約に定める作動条件に該当せず、正しく作動せずまたは作動に時間を要したことにより、G-Link の利用車両に盗難、破損、損害等が発生した場合であっても、TC は、G-Link の契約者に対して一切の責任を負いません。
- (9) マイカー始動ロックの暗証番号を失念し、あるいは誤った暗証番号を所定回数入力したことによりマイカー始動ロックが作動しなかった場合であっても、TC は G-Link の契約者に対して一切の責任を負いません。
- (10) マイカー始動ロックの暗証番号を紛失しあるいは第三者に知られたことによる、車両の盗難や、作動に時間を要することを含む、いかなる損害に対しても、TC は一切の責任を負いません。
- (11) 個人情報の取扱い  
マイカー始動ロックの利用については、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について第 15 条の特則が適用されます。  
G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

■ レクサス緊急サポート 24

(1) 利用条件および遵守事項

以下の場合、レクサス緊急サポート 24 の提供が受けられません。

- ① レクサス緊急サポート 24 の対象者以外、レクサス緊急サポート 24 の対象車両以外、レクサス緊急サポート 24 の対象地域外の場合
- ② G-Link の契約者の故意または悪意で故障または事故が発生した場合
- ③ 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取り扱い方法などと異なる方法で、または限度を超えて使用したことにより車両が自力走行不能（物理的に走行不可能な場合または法令上走行が禁止される場合（例：夜間でライトが作動しないとき等）およびレクサスオーナーズデスクが自力走行不能と判断した場合）となった場合
- ④ 改造または後付けパーツの装着により、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となるような車両である場合
- ⑤ 車検切れ車両である場合
- ⑥ 無資格、酒気帯び・酒酔い運転、薬物使用、その他法令上運転が禁止されている状態または正常な運転ができないおそれがある状態で運転中に事故または故障が発生した場合
- ⑦ 日本国外、道路以外（砂浜・河原等）の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行できない道路、通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工用道路等一般車両が通行できない道路、および自然保護・環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域の場合
- ⑧ 凍結・未除雪・未整地等により出動車両の運行が極めて困難な道路・地域、交通機関の利便上すぐに現場へ出動することができない離島および自然災害（地震、噴火、洪水、津波などの天災）により危険が予知される場合や作業が困難な場合
- ⑨ レクサス緊急サポート 24 の提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得られない作業の場合
- ⑩ 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故または故障の場合
- ⑪ レクサス緊急サポート 24 の実施場所、環境等が作業を行うにあたり、不適切または困難とレクサスオーナーズデスクおよびその委託関係にある会社が判断した場合
- ⑫ 警察への届け出を要する事故について、G-Link の契約者が警察への届け出を済ませていない場合、またはレクサス緊急サポート 24 の提供につき警察の許可を受けていない場合（警察への届け出を要する事故とはレクサス緊急サポート 24 の対象車両の運転者・同乗者および相手の方に傷害がある場合や、他者の財物に損害を与えた場合、またはその他事故原因・事故状況を明確にするため等の理由により、レクサスオーナーズデスクが警察への届け出が必要であると判断した場合をいいます）
- ⑬ レクサス緊急サポート 24 の利用にあたって本規約に違反する行為・事柄があった場合
- ⑭ その他 G-Link の契約者のレクサス緊急サポート 24 の利用方法等が不適切とレクサスオーナーズデスクおよびその委託関係にある会社が判断した場合

(2) 免責その他

TC は、レクサス緊急サポート 24 の提供に伴う対象物の破損、人身事故その他の損害等については、TC、出動業者（レクサスオーナーズデスクより手配する業者）等に故意または重大な過失がない限り、TC および出動業者等はその損害等を賠償する責を負いません。

「レッカーサポート」「現場緊急修理」提供時に、現場への到着時刻、作業時間の遅延等、事前のご案内と異なるケースがあります。その場合、それにより G-Link の契約者に別途損害が生じて、TC および提携会社として責を負わないものとします。

レクサス緊急サポート 24 の費用請求の権利は、トラブル発生日の翌日から起算して 2 年以内に限り、この期間を経過した場合は、請求権を失うものとします。

レクサス緊急サポート 24 の提供に伴って生ずる費用の精算業務については、MS&AD グランアシスタンス株式会社が取り行います。

<レッカーサポートサービス>

レッカーサポートサービスのご利用は、故障または事故により自力走行不能となり、事前にレクサスオーナーズデスクへご連絡いただきレクサスオーナーズデスクにて出動業者を手配し、担当販売店（\*1）へ入庫することを条件とします。

\*1：レクサスオーナーズデスクが指定した保管場所を含みます。

担当レクサス販売店（日常取引をいただいている担当のレクサス販売店）へのレッカーによる牽引または積載車による運搬を行います。また、落輪（\*2）（側溝または用水路等へタイヤを踏み外している状態）や、乗り上げ（縁石、中央分離帯、歩道、または除雪された雪の塊などに乗り上げた状態）等の救出作業を行います。なお、スタック（雪や凍結、砂浜やぬかるみなどで車輪がスリップまたは空転し、走行できないこと）時はレッカーサポートサービスの対象とはなりません。

\*2：道路上にタイヤが 1 本以上残っており、救援車両 1 台が現場到着後 30 分程度で対応できる場合は、無料サービスとします。それ以上の時間がかかる場合や、救援車両が 2 台以上必要な場合などは、特殊作業費用が発生し、当該費用は契約者の負担（有料）となります（全てのタイヤが道路外にある状態は、路外逸脱として有料作業となります）。

発生現場から担当レクサス販売店までの距離が 50km を超える場合は、最寄りのレクサス販売店を搬送先に指定させていただく場合があります。また、クレーン等を使用した作業が発生した場合は、特殊作業として当該作業費用は契約者の負担（有料）となります。

レッカーサポートサービスは、前条およびその他諸規定において無料サービス（\*3）と規定するもの以外は、全て有料のサービスとなります。精算方法は以下のとおりです。

\*3：レッカー搬送費用は、レッカー搬送距離が 50km 以内は無料となりますが、搬送距離が 50km を超えた場合は有料となります。

後日請求する費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>① レッカー牽引（または積載車による運搬）を開始するまでの基本作業が 30 分を超えるときの超過時間に対する作業延長料</li> <li>② 車両の吊り上げ・引き出し等の作業につき、レッカー牽引（または積載車による運搬）を開始するまでに要する個別の復帰作業料および複数車両による特殊作業料（復帰作業後の自力走行の可否に拘りません）</li> <li>③ 現場作業後に行った清掃作業料</li> </ol>
----------	---

現地精算する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出勤業者が、現場到着するために要した有料道路利用料（一区分分）、現場からレッカー牽引に要した有料道路利用料の全額、カーフェリー乗船料等、および「レッカーサポート」サービスの提供に必要な有料駐車場利用料の実費</li> <li>② 「レッカーサポート」サービスを提供する際の安全対策として使用した発煙筒等の代金</li> <li>③ 現場作業後、車両の破損によるオイル漏れの後処理使用の油処理剤代</li> </ul>
----------	---

#### <現場緊急修理サービス>

故障等により自力走行不能となり、事前にレクサスオーナーズデスクへご連絡いただきレクサスオーナーズデスクにて出勤業者を手配することを条件とします。

現場での30分程度の緊急（応急）修理を行います。

現場での緊急修理の基本料金、出張料金および基本作業料金（30分程度の作業）を無料とします。

緊急（応急）修理の代表的な項目は以下のとおりです。

- (1) バッテリーの点検、ジャンピング（バッテリーあがりの車両にブースターケーブルをつないでエンジンをスタートさせる）
- (2) スペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（スペアタイヤ交換1本のみ）
- (3) 各種オイル漏れ点検・補充
- (4) 各種バルブ・ヒューズの交換
- (5) 冷却水補充
- (6) ボルトの締め付け
- (7) ガス欠時の燃料補給
- (8) その他、30分程度の現場対応が可能な軽作業

「現場緊急修理」サービス対象外で手配を行わない代表的な項目は以下のとおりです。

- (1) スノータイヤなど季節用タイヤへの交換作業
- (2) スノータイヤなど季節用タイヤからノーマルタイヤへの交換作業
- (3) チェーン脱着作業
- (4) サイドウィンドウ（窓）の開閉トラブルに対応する応急処置作業
- (5) エアコンなど室内空調機器のトラブルに対応する応急処置作業
- (6) バッテリー充電または交換作業
- (7) パンクの修理作業
- (8) その他、レクサスオーナーズデスクが自力走行可能と判断する場合

現場緊急修理サービスは、前条およびその他諸規定において無料サービスと規定するもの以外は、全て有料のサービスとなり、後日請求させていただきます。ただし、以下の場合は現地精算が必要となります。

現地精算する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代、油処理剤代</li> <li>② 出勤業者が、現場到着するために要した有料道路利用料（一区分分）、および「現場緊急修理」サービスの提供に必要な有料駐車場利用料の実費</li> <li>③ 「現場緊急修理」サービスを提供する際の安全対策として使用した発煙筒等の代金</li> </ul>
----------	--

現場緊急修理サービス利用時に、G-Linkの契約者がJAF会員で、レクサスオーナーズデスクを通してJAFのサービスを利用した場合（JAF会員として認められた場合）は、前条の規定にかかわらず以下の費用に対し1万円を上限とし、当該費用をお支払いします。（\*1、\*2、\*3）

- (1) 現場緊急修理時の部品・燃料・油脂等JAF会員サービスでカバーできない費用
- (2) 現場緊急修理後、レクサス販売店で行った部品交換および修理費用（パンク修理、タイヤ交換、バッテリー交換など、現場緊急修理の対象となったものに限り）

- \*1 JAF会員サービスの範囲はJAFの規定によります。
- \*2 TMCが定める保証修理の対象となる場合は除きます。
- \*3 JAF入会金および年会費は除きます。

#### <臨時交通費サービス>

故障等により外出先で自力走行不能となり、G-Linkの契約者から臨時交通費サービス適用前にレクサスオーナーズデスクに連絡し、レクサスオーナーズデスクが事前に確認し、認定することを条件とします。

1名につき50,000円（税込み）を限度として、代替交通機関（\*1）で、あらかじめ予定されていた当面の目的地および自宅帰宅までの臨時の費用をお支払いします。なお、「臨時交通費」サービスの対象車両に乗車していたG-Linkの契約者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。（\*2）

現地にてかかった費用については、一旦G-Linkの契約者に立て替えていただき、領収証等を添えてレクサスオーナーズデスクに請求いただきます。レクサスオーナーズデスクは領収証等の確認後、後日精算いたします。

- \*1 代替交通機関とは、バス、電車（特急・新幹線の指定席を含む、グリーン車も可）飛行機（スーパーシートまで可）、船舶（1等客室まで可）、タクシー、レンタカーをいいます。
- \*2 タクシー、レンタカーをご利用の場合、1台につき50,000円（税込み）を限度といたします。乗車定員を超える場合や帰宅地が異なる場合は複数台の利用を認めます。（この場合も1台につき50,000円（税込み）を限度とします）また、レンタカーの場合は利用日数のうち、1日分に当たる費用が臨時交通費サービスの対象となります。

#### <臨時宿泊費サービス>

以下の内容を全て満たし、G-Linkの契約者から臨時宿泊費サービス適用前にレクサスオーナーズデスクに連絡し、レクサスオーナーズデスクが事前に確認し、認定することを条件とします。

- (1) 故障により外出先で自力走行不能であること

(2) 夜間または地理的条件等の理由でトラブル発生の当日、自宅への帰宅または目的地への到着が困難であること  
1名につき30,000円(税込み)を限度として宿泊費用(\*1)を負担します。

現地にてかかりました費用につきましては、一旦G-Linkの契約者に立替いただき、領収証等を添えてレクサスオーナーズデスクに請求いただきます。レクサスオーナーズデスクは領収証等の確認後、後日精算いたします。

\*1 宿泊費用とは、客室料(税・サービス料込み)のみをいいます。「臨時宿泊費」サービスの対象車両に乗車していたG-Linkの契約者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。臨時宿泊費は、故障の当日1泊分の宿泊費用に限ります。宿泊場所は原則として、最寄りの施設とします。

#### <修理後搬送サービス>

故障等により自力走行不能の対象車両を本規定によりレッカーサービスを利用して、担当レクサス販売店へ搬送できず、最寄りのレクサス販売店へ入庫し修理を実施、完了した場合を条件とします。

レクサスオーナーズデスクの指定する出動業者により担当レクサス販売店までの搬送を行い、搬送費用を負担します。

G-Linkの契約者が車両を引取りに行かれる場合は、1名様分の交通機関(\*1)を利用した片道分の交通費50,000円(税込み)を限度に負担します。この場合はレクサスオーナーズデスクへの事前連絡が必要です。

ここで発生した費用につきましては、一旦G-Linkの契約者に立て替えていただき、領収証等を添えてレクサスオーナーズデスクにご請求いただきます。レクサスオーナーズデスクは領収証等の確認後、後日精算いたします。

\*1 交通機関とは、臨時交通費サービスで定めた代替交通機関と同様とします。

修理後の車両を引取りに行かれる手段として、G-Linkの契約者が車を利用された場合の燃料代・高速道路料、タクシー代・レンタカー代も対象となります。

G-Linkの契約者が車両を引取りに行かれた場合、帰宅のための燃料代・有料道路料は対象となりません。

### 別紙 3-3

■ レクスオーナーズデスク（なお、G-Link Lite においては「オペレーターサービス」の名称でサービス提供され、オペレーターサービスにおいては、レクスオーナーズデスクで提供されるサービスの一部が提供されません。G-Link Lite の各サービスの詳細な内容は、こちら（[https://lexus.jp/total\\_care/g-link/g-book/lite/](https://lexus.jp/total_care/g-link/g-book/lite/)）からご確認いただけます）

#### (1) 利用条件および順守事項

- ① TC は、契約者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、レクスオーナーズデスクの利用にあたって、G-Link 等の申込時に付与された ID およびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、レクスオーナーズデスクを利用しようとする者が契約者であることを確認できない場合には、レクスオーナーズデスクを提供できません。ただし、レクスオーナーズデスクを提供しないことで契約者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつレクスオーナーズデスクを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
- ② 情報通信端末にてレクスオーナーズデスクを利用する場合、レクスオーナーズデスクの利用にかかる通信費は契約者等の負担となります。
- ③ レクスオーナーズデスクは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
- ④ 契約者等による、オペレーターの指名には対応していません。
- ⑤ 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
- ⑥ TC は、契約者等によるレクスオーナーズデスクの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、レクスオーナーズデスクの提供をお断りする場合があります。また、この場合において契約者等がレクスオーナーズデスクの全部または一部を利用できないことにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
  - (i) 法令または公序良俗に違反して本サービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
  - (ii) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合
  - (iii) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第 2 条第 1 項第 1 号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
  - (iv) 風俗営業法第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
  - (v) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
  - (vi) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
  - (vii) 前各号に掲げるもののほか TC が本サービスの利用として不適切と判断した場合

#### (2) 旅行業法の表示

- ① レクスオーナーズデスクの提供にあたり、旅行業法第 12 条の 4 第 2 項に定める取引条件の説明書面および同法第 12 条の 5 第 1 項に定める契約内容を記載した書面の交付が必要となる場合、TC は、当該書面の交付に代えて、My LEXUS (WEB) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) および HTML 形式で掲載する方法により、当該書面に記載すべき情報を提供できることとし、契約者は、これを承諾します。
- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、本規約末尾記載の G-Link サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

#### (3) 免責

TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、契約者等に対して一切の責任を負いません。

#### (4) その他

契約者は、レクスオーナーズデスクのサービスの利用が可能な車載機または携帯電話・スマートフォン・固定電話を通じて、レクスオーナーズデスクを利用できます。なお、G-Link 等利用契約を解約した場合または当該契約が解除された場合には、車載機を通じてレクスオーナーズデスクのサービスを利用することができなくなりますが、レクスオーナーである場合には、携帯電話、スマートフォン、または固定電話から TMC が提供するレクスオーナーズ向けのオペレーターサービスを利用できる場合があります。当該オペレーターサービスの内容および利用条件等については、TMC が発行する「レクスオーナーズデスク車両問い合わせサービス利用規約」を確認してください。

#### < 予約代行 >

- (1) 契約者は、オペレーター経由で、予約代行サービス（飲食店、ホテル、航空券等（以下、「飲食店等」といいます）の予約代行サービス）を利用することができます。
- (2) TC は、契約者から予約手配の申出を受けたときは、当該申出を実現するために必要な範囲で、契約者に代わり、対象となる飲食店等の事業者に対して、予約代行手続きを行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。
- (3) 契約者は、前項に基づき予約代行手続きを利用する場合は、本規約を遵守し、旅行業約款および TC が交付する書面の内容を確認するものとします。
- (4) TC は、契約者の希望により飲食店等の事業者への予約を代理・媒介または取次ぎするものであり、当該飲食店等の事業者のサービスを提供するものではありません。
- (5) 予約代行先との契約は、契約者と飲食店等の事業者との間で直接成立するものであり、TC は当該契約の当事者とはならず、飲食店等の事業者が提供するサービスについて一切の責任を負いません。
- (6) 契約者は、飲食店等の事業者が提供するサービスを利用するときは、当該飲食店等の事業者が定める規定に従い利用するものとします。
- (7) 飲食店の予約代行の場合、契約者と飲食店の事業者との契約を解除する際の取消料および違約金等は、契約者が確認するものとし、TC はこれらの料金を確認する義務は負いません。
- (8) TC は、予約成立後、飲食店等の事業者への連絡代行は行いません。

G-Link 契約者が飲食店等の事業者との契約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、レクスオーナーズデスクに連絡するものとします。G-Link Lite 契約者が飲食店等の事業者との契約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、G-Link Lite 契約者自らが当該飲食店等の事業者に連絡するものとします。ただし、航空券予約はこの限りでなく、航空券予約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、G-Link Lite 契約者がオペレーターサービスデスクに連絡するものとします。

なお、レンタカー予約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、契約者が予約先のレンタカー業者に連絡するものとします。



■ Lexus Apps

(1) サービスの内容

Lexus Apps（以下、「Apps」といいます）は車載機専用アプリを提供するサービスです、詳細はこちら（<https://lexus.g-book.com/appcatalog/app/index.html>）からご確認いただけます。

Appsは契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

Appsは日本国内でのみ利用できます。

<車載機専用アプリ>

- ① Apps上において、TC以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機アプリ提供事業者サービス（車載機アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス）を提供します。車載機アプリ提供事業者サービスは、本規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機アプリ提供事業者サービスは、車載機アプリ提供事業者契約（車載機アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約）に従い提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。
- ② 車載機アプリ提供事業者サービスについて、TCは、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する車載機アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TCは、車載機アプリ提供事業者サービスについて車載機アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 車載機アプリ提供事業者サービスについて、TCは動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TCは一切の責任を負いません。
- ④ 車載機アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機アプリ提供事業者契約に従うものとし、ただし、本規約において定めがある場合、契約者は、車載機アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機アプリ提供事業者サービスを利用するものとし、
- ⑤ 車載機アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TCは一切の責任を負いません。

<外部サービス>

- ① TCまたは第三者により、外部サービス（Appsの全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps以外のサービス）が提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者（外部サービスを提供する者）が別に定めるところによります。
- ② 契約者がTCまたはTMC以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約（外部サービスに関する契約）は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TCまたはTMCは、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 外部サービスについて、TCは動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TCは一切の責任を負いません。
- ④ 外部サービス連携機能をTCが提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）はAppsの一部を構成し、T-Connect利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は車載機アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとし、
- ⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等について、TCは一切の責任を負いません。

<有償サービス>

- ① Appsに関する利用料金はG-Link等基本利用料（本規約第11条）に含まれます。ただし、車載機アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス（以下、「有償サービス」といいます）があります。
- ② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TCが別途定めた場合を除き、TCまたは車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価（以下、「有償サービス利用料」といいます）を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ（リンク先を含みます）上に表示されます。
- ③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第11条に定めるところによります。

契約者とTC以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者はTCに請求または苦情を申し立てないものとし、

契約者は、Appsを通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。

■ コネクティッドナビ

(1) 利用条件および順守事項

- ① 安全のため、利用車両の運転者は、走行中の車載機および通信機の操作は極力お控えください。走行中の操作は、ハンドル操作を誤る等思わぬ事故につながるおそれがあり危険です。利用車両を停車させてから操作をしてください（音声操作を除きます）。音声操作の場合にも、走行中は運転に集中するようにご注意ください。なお、走行中に画面を見るときは、必要最小限の時間（1秒程度以内）にしてください。
- ② コネクティッドナビのナビゲーションによるルート案内の内容にかかわらず、実際の交通規制に従って走行してください。ルート案内のみに従い、実際の交通規制に従わない走行をした場合は、交通規制に違反するおそれがあり、交通事故の原因ともなりえます。
- ③ コネクティッドナビは、契約者等の眠気防止や覚醒をお約束するものではありません。長時間運転や眠気を感じた場合等は、適切に休憩をとっていただく等、安全運転をお願いします。
- ④ ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus に限り、新車購入から 3 年間コネクティッドナビの地図更新機能に加えて、マップオンデマンドによっても地図更新ができます。3 年経過後も引き続きマップオンデマンドをご利用いただくには、販売店で、全国の地図情報を最新にする「全更新」をしていただくと、全更新からマップオンデマンド機能を 2 年間継続してご利用いただけます。
- ⑤ ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着の場合、G-Link の利用契約を解約されるとコネクティッドナビの機能は一切利用できませんが、Apple CarPlay や Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。また、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着の場合、G-Link の利用契約を解約された場合でも、解約以前に更新された地図情報を用いてのカーナビゲーション機能や、Apple CarPlay、Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続きご利用いただけます。

(2) 個人情報等の取扱い

コネクティッドナビの利用については、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について第 13 条の特則が適用されます。

G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)

## G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について

トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、以下TCおよびTMCを総称して「当社」といいます）は、G-Link、G-Link Lite および G-Link（携帯接続）（以下総称して「G-Link等」といいます）のご提供にあたって、以下のとおり個人情報を取扱います。

### 第1条（定義）

本書において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他本書で使用する用語は、本書で定義されない限り、G-Link/G-Link Lite 利用規約および G-Link（携帯接続）利用規約で定義する意味を有するものとします。

- (1) 契約データ：契約者に関するデータおよび契約内容に関するデータを総称していいます。
- (2) 契約者に関するデータ：契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下、本書において同じです）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。
- (3) 契約内容に関するデータ：G-Link等のID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、G-Link等の契約内容に関するデータをいいます。
- (4) 車両データ：利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータおよび車両状態に関するデータを総称していいます。
- (5) 利用車両に関するデータ：車名、車体（車台）番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。
- (6) 走行状況に関するデータ：エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報、位置情報、ハーモニアスドライビングナビゲーターの利用状況およびサーキットモードの利用状況等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。
- (7) 車両状態に関するデータ：警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。
- (8) ヘルプネット利用時に送信されるデータ：ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動通報/手動通報の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。
- (9) エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ：エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信される内容等に関するデータをいいます。
- (10) 販売店：レクサスブランドの車両を販売するTMC系列の店舗（以下、本号において「店舗」といいます）を運営する事業者のうち、契約者が利用車両を購入した店舗を運営する事業者、および契約者または車両利用者が指定した店舗を運営する事業者をいいます。

### 第2条（データの取得）

1. TCは、次条第1項に定める目的のために、TMCは次条第2項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。
  - (1) G-Link等の申し込みにあたり、申込者が登録した契約データ
  - (2) G-Link等の申し込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ
  - (3) G-Link等の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ（TCの場合はヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを含みます）
  - (4) G-Link等の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両データ（TCの場合は、ヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータも併せて送信されます）

- (5) G-Link 等の利用にあたり、契約者が利用した個別のサービスならびにその利用日時および利用回数その他利用履歴
  - (6) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ
2. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほかに、TMC または販売店から取得することがあります。

### 第 3 条（契約データおよび車両データ等の利用目的）

1. TC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
- (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への G-Link 等の提供
  - (2) 契約者への G-Link 等の提供にかかる対価・料金（以下、「本件料金」といいます）の請求
  - (3) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
  - (4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
  - (5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
  - (6) 契約者、車両利用者、権限受領者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス（交通情報等）
  - (7) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
  - (8) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
2. TMC は、前条に基づき取得した契約データおよび車両データ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
- (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への G-Link 等の提供
  - (2) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
  - (3) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
  - (4) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
  - (5) 第 5 条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
  - (6) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
  - (7) TMC による、G-Link 等に紐づくサービスの提供（当該 G-Link 等に紐づくサービスの利用を申し込んだ場合に限り）
3. 前二項に掲げるほか、当社は、レクサスオーナーズデスク、オペレーターサービスまたはその他の G-Link 等に関するサービスにおいて契約者、車両利用者または権限受領者から提供される音声データおよびお問い合わせ先へのご連絡内容について、次の目的で通話のモニタリングや録音を行うとともに、その音声データならびにご利用の日時およびその他の関連する情報（以下、「音声データ等」といいます）を、次の目的に利用することがあります。
- (1) ご連絡内容の確認およびご連絡への対応
  - (2) ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上
  - (3) 新商品、新サービス等の企画・開発およびマーケティング分析

### 第 4 条（TC による契約データおよび車両データ等の第三者提供）

1. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：TMC

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
- (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用
- (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
- (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供
- (v) TMC によるサービスの提供
- (vi) お問い合わせへの対応
- (vii) 第3条および第5条に掲げる目的

② 項目

契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、特定の個人を識別できないように加工したエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供

(2) 提供先：販売店

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または口頭（電話）

(3) 提供先：車載機専用アプリ提供事業者または協業事業者（契約者が車載機専用アプリ提供事業者に車載機専用アプリの利用を申し込んだ場合、または協業事業者に協業サービスの利用を申し込んだ場合に限り）

① 提供先利用目的

- (i) 車載機専用アプリまたは協業サービスの提供
- (ii) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 車載機専用アプリまたは協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(4) 提供先：取次先事業者（契約者、車両利用者または権限受領者が取次ぎを希望する場合に限り）

① 提供先利用目的

- (i) 取次先事業者によるサービスの提供
- (ii) 取次先事業者によるサービス利用料金の請求

② 項目

契約者に関するデータ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

① 提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

② 項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(6) 提供先：医療機関および関係機関

① 提供先利用目的

ヘルプネットにより受けた通報への対応

② 項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信または口頭（電話）

(7) 提供先：国土交通省（2016年12月1日以降にG-Link等の利用を開始した場合に限ります）

① 提供先利用目的

- (i) 新たな車両安全対策の検討
- (ii) 事故自動通報システムおよび先進事故自動通報システム導入にかかわる検討
- (iii) その他交通安全対策に資する研究

② 項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(8) 提供先：クレジットカード発行会社（2025年4月6日以降にEMV 3Dセキュアによる本人認証を利用した場合に限ります）

① 提供先利用目的

不正利用検知・防止のため

② 項目

契約データ（EMV3Dセキュアによる本人認証に必要な契約者の氏名、電話番号および利用金額等）

③ 提供方法

データの送信

なお、契約者が利用されているクレジットカード発行会社が外国にある場合、提供した個人情報は当該会社が所属する国に移転される場合があります。TCでは、契約者から取得した情報からは、ご利用のクレジットカード発行会社および当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握したうえで、ご提供することはできません。

(ア) 提供先が所在する外国の名称

(イ) 当該国の個人情報保護制度に関する情報

(ウ) クレジットカード発行会社の個人情報保護の措置

また個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp/>) では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第5条 (TMCによる契約データおよび車両データの第三者提供)

1. TMCは、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：販売店

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(2) 提供先：協業事業者（協業事業者に協業サービスの利用を申し込んだ場合に限り）

① 提供先利用目的

- (i) 協業サービスの提供
- (ii) 協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(3) 提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等）

① 提供先利用目的

TMCの車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

② 項目

車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限り）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(4) 提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等）

① 提供先利用目的

TMCの車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

② 項目

車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

① 提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

② 項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

第6条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、個人情報について、本書に定めるほか、自社のプライバシーポリシー（TMC の「個人情報に関する基本方針」 (<https://global.toyota.jp/privacy-notice/>) または TC の「個人情報保護方針」 (<https://www.toyotaconnected.co.jp/privacy/>)）ならびに個人情報保護法その他関連法令等に従って適切に取り扱います。

第7条（業務委託先への開示）

1. TC は、G-Link 等の運営または提供に関する業務を第三者に委託することがあります。TC は、契約者、車両利用者または権限受領者が G-Link 等を利用するにあたり必要な契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータならびに音声データ等を当該委託先に開示する場合、当該委託先におけるこれらデータの安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
2. TMC は、G-Link 等の運営または提供に関する業務を、TC または第三者に委託することがあります。TMC は、契約者、車両利用者および権限受領者が G-Link 等を利用するにあたり必要な契約データ、車両データおよび音声データ等を TC または第三者に開示する場合、TC または第三者における当該契約データ、車両データおよび音声データ等の安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

第8条（車両データの提供停止）

1. 契約者は、車両データの送信を希望しない場合、車載機での操作により、車両データの送信を止めることができます。詳しくは、車載機の取扱説明書をご確認ください。
2. 契約者は、G-Link 等を経由して当社が取得する車両データのうち、一部については、My LEXUS (WEB) での操作により、当社によるデータの利用の停止を求めることができます。詳しくは My LEXUS (WEB) をご確認ください。
3. 前二項に従い車両データの送信を停止した場合、契約者、車両利用者または権限受領者は、G-Link 等の全部または一部を利用できなくなる場合があります。また、車両データの送信を再開した後においても、G-Link 等の一部サービスを正しく受けることができない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第9条（開示等請求）

申込者および契約者は、個人情報保護法の定めるところにより、当社が取得した契約データおよび車両データ等について



て、当社に対し、開示等を請求することができます。また、万が一、当社の保有する契約データおよび車両データの内容が事実でないことが判明した場合、当社は、当該契約データおよび当該車両データを、速やかに訂正または削除します。

## 第 10 条（お問い合わせ先）

前条に定める開示等の請求その他契約データ等に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

### (1) 【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【TC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

G-Link サポートセンター

TEL : 0800-300-3388 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

【個人情報保護管理者】

G-Link 等事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

Mail: info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL : <https://www.toyotaconnected.co.jp/>

### (2) 【事業者】

トヨタ自動車株式会社

【TMC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

お客様相談センター

〒450-8711

愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 7-1

TEL : 0800-700-7700

URL : <https://global.toyota/>

## 第 11 条（本書の変更）

1. 当社は、個別に契約者と合意することなく、本書を変更することができるものとします。この場合、契約者に対し、本書を変更する旨および変更後の本書の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。ただし、法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生日の 7 日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

G-Link : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/)

G-Link Lite : [https://lexus.jp/total\\_care/g-link\\_kiyaku/index\\_lite.html](https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html)

## 第 12 条（デジタルキーの利用に関する特則）

1. デジタルキーの利用については、当社は、デジタルキーの提供に関連して取得したデジタルキー契約者等（デジタルキー利用契約第 2 条に定義）の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、車両情報および本サービスの利用履歴）を、第 3 条に定める利用目的に加え、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。

- (1) デジタルキーのサービス提供（デジタルキー利用契約の申し込み・締結手続、デジタルキー利用車両とデジタルキー利用契約内容の連携、デジタルキーの発行・授受・管理・削除等）のため
- (2) デジタルキーアプリに対するサービス情報の通知のため
- (3) デジタルキーの問い合わせへの対応のため

- (4) デジタルキーの企画開発・品質向上のため
  - (5) デジタルキーの利用状況等に関する統計情報の作成・提供のため
  - (6) デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者の契約同意履歴を管理するため
2. TC は、TMC および販売店に対して、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、デジタルキー契約者等の個人情報を、第 4 条に定める提供方法で提供することがあり、デジタルキー契約者等はあらかじめこれに同意するものとします。
3. TMC は、TC および販売店に対して、第 1 項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、デジタルキー契約者等の個人情報を、第 5 条に定める提供方法で提供することがあり、デジタルキー契約者等はあらかじめこれに同意するものとします。

### 第 13 条（コネクティッドナビの利用に関する特則）

コネクティッドナビの利用については、当社は、コネクティッドナビの提供に関連して取得した契約者、車両利用者（いずれも G-Link/G-Link Lite 利用規約第 3 条に定義）またはコネクティッドナビに問い合わせをした者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、コネクティッドナビを提供するにあたって個別に取得する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます））を、第 4 条および第 5 条に定める TC または TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

#### (1) 提供先：Cerence Japan 株式会社

##### ① 提供先利用目的

音声認識機能、自然言語理解機能や他要素の開発、トレーニング、チューニング、強化、改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）

##### ② 項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち対話機能を通じて送信されるデータ（氏名等、お客様個人を特定できる種類の情報と併せて送信することはありません。）

##### ③ 提供方法

データの送信

#### (2) 提供先：株式会社トヨタマップマスター

##### ① 提供先利用目的

地図情報検索の改善(コネクティッドナビに関するサービスに限定されません)

##### ② 項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち地図情報検索機能を通じて送信されるデータ

##### ③ 提供方法

データの送信

#### (3) 提供先：株式会社アイシン

##### ① 提供先利用目的

ナビゲーションの改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）

##### ② 項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうちナビゲーションデータ

##### ③ 提供方法

データの送信

#### 第 14 条（レクサス充電ステーション予約の利用に関する特則）

1. レクサス充電ステーション予約の利用については、当社は、レクサス充電ステーション予約の提供に関連して取得したレクサス充電ステーション予約契約者（レクサス充電ステーション予約利用規約第 2 条に定義）の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、車両データおよび本サービスの利用履歴を含みます）を、第 3 条に定める利用目的に加え、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。
  - (1) レクサス充電ステーション予約のサービス提供（充電ステーションの位置情報の検索・経路案内・充電ステーションの予約等）のため
  - (2) My LEXUS（アプリ）に対するサービス情報の通知のため
  - (3) レクサス充電ステーション予約の問い合わせへの対応のため
  - (4) レクサス充電ステーション予約の企画開発・品質向上のため
  - (5) レクサス充電ステーション予約の利用状況等に関する統計情報の作成・提供のため
  - (6) レクサス充電ステーション予約契約者の契約同意履歴を管理するため
  - (7) 充電ステーションにおける利用車両の識別、利用車両がレクサス充電ステーション予約の予約時刻を超過して駐車した場合の現地状況の確認、充電器の不具合発生時の確認のため
2. TC は、第 4 条に定める第三者提供に加え、前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、TMC および販売店に対して、レクサス充電ステーション予約契約者の個人情報を第 4 条記載の方法で提供することがあり、レクサス充電ステーション予約契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
3. TMC は、第 5 条に定める第三者提供に加え、前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、TC および販売店に対して、レクサス充電ステーション予約契約者の個人情報を第 5 条記載の方法で提供することがあり、レクサス充電ステーション予約契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 当社は、第 1 項第 7 号に定める目的のために、充電ステーションに設置されたカメラによって、利用車両の自動車登録番号および充電ステーションの利用状況に関する情報を取得します。

#### 第 15 条（マイカー始動ロックの利用に関する特則）

マイカー始動ロックの利用については、当社は、マイカー始動ロックの提供に関連して取得した G-Link の契約者（G-Link/G-Link Lite 利用規約第 3 条に定義）（2025 年 3 月 17 日以降にマイカー始動ロックの利用を開始した場合に限ります）の契約内容に関するデータ（マイカー始動ロックの解除用暗証番号）を、第 4 条および第 5 条に定める TC または TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。ただし、G-Link の契約者の利用車両が第三者に譲渡され、かつ、当該 G-Link の契約者によるマイカー始動ロックのロック設定により、当該 G-Link の利用車両の車両始動を行えない状態になった場合に限ります。

- (1) 提供先：マイカー始動ロックのロック設定解除要請があった時点での G-Link の利用車両の所有者（自動車販売業者、中古での車両購入者等）
  - ① 提供先利用目的  
マイカー始動ロックにおけるロック設定解除
  - ② 項目  
契約内容に関するデータ（マイカー始動ロックの解除用暗証番号）
  - ③ 提供方法  
口頭（電話）

（付則）2025 年 3 月 17 日改定